

沖縄のページ

那覇市孔子廟訴訟が結審 11月29日判決

宗教施設か「学問の場」か

那覇市が特定の団体に市有地を無償で貸与し、久米至聖廟(孔子廟)の建設を許可した問題の裁判はこのほど、原告の金城テルさんの証人尋問をもって結審した。孔子廟について那覇地裁は宗教施設と認定するか、あるいは、公益性があるものと判断するかが焦点となる。判決は11月29日に下される。

(那覇支局・豊田 剛)

この裁判は、那覇市の市有地に設置された久米至聖廟の設置許可および設置に伴う使用料の免除措置が無効として、原告が576万円と5年分の使用料の支払いを当時市長の翁長雄志知事らに求めている。

孔子廟として知られる久米至聖廟は、至聖廟、大成殿、啓聖祠、明倫堂で構成されており、市有地である松山公園の一角を占めている。原告代理人の徳永信一弁護士

原告側「釋奠祭禮は宗教行為」

離に反するとして最高裁で違憲判断が下された判例が基準になると言う。

裁判の論点は、孔子廟の精神的なよりのところである儒教が宗教かどうかという点にある。被告側は、孔子廟は「学問の場」だと主張している。これについて

人はいない」と指摘。また、被告は孔子廟の最大行事で孔子の生誕を祝う釋奠祭禮は、沖縄を代表するエイサーやハリー競漕と同様に県民にやじられた習俗的行事だと指摘する。

のだと訴える。実際、その行事そのものを知らない県民がほとんどだ。被告はまた、孔子廟は公共性があるもので、湯島聖堂(東京都文京区)、足利学校(栃木県定利市)、多久聖廟(佐賀県多久市)でも釋奠祭禮が行われていると主張する。ただし、これらは国の史跡または重要文化財。これに対し、久米至聖廟の管理団体が被告を側面支援する久米宗聖会は13年に公益社団法人の申請を取り下

資格がネックになった。久米三十六姓とは、明(現在の中国福建省)から沖縄に渡来した人々またはその子孫のことを指す。儒教に詳しい加地伸行・大阪大学名誉教授は、「孔子廟の『廟』は宗教以外の何物でもない。亡くなった人の魂を祀る場所。靈魂を呼び出してお祀りする。宗教ではない」とは言えない」と指摘。その上で、釋奠祭禮について、「孔子を祀る感靈祭は完全な宗教行為で、それが単なる学問の場であるはずがない」と批判した。沖縄で行われた講演会でコメントした。

これについて原告側は、年に1度だけ行われる厳かな儀式である釋奠祭禮は宗教儀式そのもの

げられ、公益性の薄い一般社団法人に移した。「久米三十六姓の未裔に限る」という会員

り、その起源に宗教的要素があっても、観光等の趣旨から行政が関与しても問題がないと主張する。

原告・金城テルさんの陳述要旨

私的な宗教施設である孔子廟が公共の場で特権的に扱われていることに違和感がある。入り口の「至聖門」は、年に1度しか開かれない。「大成殿」は孔子廟の本体で、屋根を白っぽい2本の石柱が支えている。これが5本爪の龍柱で、旧大成殿には無かったものだ。普段は正面の賽銭箱の前を中国系と思われる信者たちが座り込み、手を合わせて熱心にお祈りしている姿を見掛ける。

県民に馴染み薄い孔子廟

も若狭にある天尊廟や天妃宮などと同じく、久米三十六姓が沖縄に持って来た中国の宗教施設であって、一般の沖縄県民にはなじみの薄いものだ。

長く那覇市に暮らしてきた私たち住民にとって、孔子廟は、中国渡来の久米三十六姓の一族が承継してきた中国の宗教儀式を誇示するための施設であり、中国の直轄地であることを示しているように思える。久米宗聖会は、沖縄と中国の懸け橋だと言っているが、全くの時代錯誤だ。

孔子廟を市民の公園である松山公園に設置し、無償で使用させているのは、特定の一族から成る私的な団体である久米宗聖会に特段の便宜を与え、その宗教的活動を容易にするもの



久米至聖廟には釋奠祭禮の実施を予定する幟が並ぶ11月24日、那覇市の松山公園

が宗教ではないと言



加地伸行氏